

千葉県花見川区選挙管理委員会告示第2号

千葉県花見川区選挙管理委員会規程（平成4年千葉県花見川区選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月1日

千葉県花見川区選挙管理委員会委員長 大 高 勝 利

第2条中「さだめる。」を「定める。」に改める。

第21条中「区役所地域振興課（以下「地域振興課」という。）」を「区役所総務課及び区役所地域づくり支援課」に改める。

第23条見出し中「組織及び」を削り、同条中第1項を削り、第2項中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号を第19号とし、同項を同条とする。

第24条第1項中「充てる。」を「充て、次長、次長補佐、主査及び主事を置く。」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「課に総括主幹、主幹、主査補、副主査、主任主事、主任技師及び技師」を「主幹、主査補、副主査その他所要の職員」に改め、同項を同条第2項とする。

第25条第2項中「課長」を「次長」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、事務局長が、次長の事務取扱をしている場合で、ほかに次長を置いている場合は、その次長がその職務を代理する。

第25条第3項中「課長」を「次長」に改め、「課の」を削り、同条第4項中「課長補佐」を「次長補佐」に、「課長」を「次長」に、「課の事務」を「所掌事務」に改める。

第26条中「課長」を「事務局長」に改める。

第27条第2項及び第3項中「課長」を「次長」に改め、同条第4項中「課長」を「次長」に、「課長補佐」を「次長補佐」に改め、同条第5項中「課長及び課長補佐」を「次長及び次長補佐」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。